

浜松市水道料金等コンビニエンスストア収納事務の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道料金等の収納事務をコンビニエンスストア本部（以下「コンビニ本部」という。）及び料金収納代行サービス会社（以下「収納代行会社」という。）に委託することに関し、必要な事項を定める。

(委託の基準)

第2条 水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる基準に該当する場合に収納事務を委託することができる。

- (1) 収納事務を委託することにより、水道事業及び下水道事業の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められること。
- (2) 収納された水道料金等の保管が安全であると認められること。
- (3) 収納事務を遂行するに十分な意思と能力を有すること。

(公金及び委託業務の範囲)

第3条 収納事務を委託することができる公金は、次に掲げるものとする。

- (1) 浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号）第26条に規定する水道料金
- (2) 浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号）第14条に規定する下水道使用料
- (3) 浜松市農業集落排水処理施設条例（平成12年浜松市条例第56号）第15条に規定する農業集落排水処理施設使用料

2 委託業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項各号に掲げる公金（以下これらを「水道料金等」という。）の収納
- (2) 前号に掲げる事項に附帯する事務
(収納金の取扱い)

第4条 コンビニ本部は、全国に所在する直営店及びフランチャイズ加盟店（以下「取扱店」という。）において、管理者が発行した納入通知書兼領収書及び納付書兼領収書（以下「納入通知書等」という。）により水道料金等を収納するものとする。

2 取扱店は、水道料金等を収納したときは、領収書及び納入済通知書に領収日付印を押印し、当該領収書を直ちに納入義務者又は納入者に交付しなければならない。

(収納金の払込み)

第5条 コンビニ本部は、前条第1項により収納した水道料金等を、収納代行会社が指定した口座へ振り込まなければならない。

2 収納代行会社は、コンビニ本部から振り込まれた水道料金等を、管理者が指定した口座へ振り込まなければならない。この場合の振込み時期、振込み方法は、委託契約書及

び仕様書の定めるところによる。

(告示及び公表)

第6条 管理者は、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項に規定する告示をするときは、次の各号に掲げる事項を告示し、かつ、水道料金等の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

- (1) 当該収納事務の委託を受ける者の事務所の所在地、法人の名称
- (2) 収納できる公金の種別
- (3) 委託する期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要であると認める事項

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。